

10-① 特別児童扶養手当証書の返却

郵送による手続 可

故人が特別児童扶養手当の支給対象児童であった場合、証書の返却の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 届出書の提出
 - 特別児童扶養手当証書の返納

受付窓口

- しょうがい福祉課
☎0749-65-6518
- くらし窓口課(北部合同庁舎内)
- 支所窓口

期限

▶速やかに

10-② 児童手当の手続き

郵送による手続 不可

支給対象になっていた児童が亡くなられた場合、受給事由消滅または額改定の届出をしてください。

手続き

- <支給対象児童が1人の場合>
- 受給事由消滅届の提出
- <支給対象児童が複数の場合>
- 額改定届の提出

受付窓口

- こども家庭支援課 ☎0749-65-6554
- くらし窓口課(北部合同庁舎内)
- 支所窓口

期限

▶速やかに

手当を受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 受給事由消滅届の提出
- 未支払児童手当の手続き
 - 未支払分を受給する児童の通帳等の写し
- 新受給者での認定請求
 - 請求者のマイナンバーがわかる書類
(例:マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入りの住民票)
 - 請求者名義の口座番号がわかるもの
 - その他必要書類

受付窓口

- こども家庭支援課 ☎0749-65-6554
- くらし窓口課(北部合同庁舎内)
- 支所窓口

期限

▶亡くなった日の翌日から15日以内

その他

個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、くわしくは受付窓口でご確認ください。



11-① 児童扶養手当の手続き

郵送による手続 不可

支給対象になっていた児童が亡くなられた場合、資格喪失または額改定の届出をしてください。

手続き・持ち物

<支給対象児童が1人の場合>

●資格喪失届の提出

- 児童扶養手当証書

<支給対象児童が複数の場合>

●額改定届の提出

- 児童扶養手当証書

受付窓口

- こども家庭支援課 ☎0749-65-6514
- くらし窓口課(北部合同庁舎内)

期限

- ▶事由発生から14日以内

手当を受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●受給者死亡届・未支払手当請求書の提出

- 未支払分を受給する児童の通帳等の写し
 児童扶養手当証書

期限

- ▶亡くなった日から14日以内

受付窓口

- こども家庭支援課 ☎0749-65-6514
- くらし窓口課(北部合同庁舎内)

その他

個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、くわしくは受付窓口でご確認ください。



11-② 負担金および保育料等の納付に関する手続き

放課後児童クラブ保護者負担金や保育所保育料等を故人の口座から口座振替していた場合、口座の変更をしてください。

持ち物

- 口座名義人(変更後)の通帳
 口座の届出印

期限

- ▶速やかに

受付窓口

- 放課後児童クラブ保護者負担金 ・こども家庭支援課 ☎0749-65-6514
- 保育所保育料等 ・幼児課 ☎0749-65-8607

郵送による手続 可

郵送による手続 不可

11-③ 幼稚園・保育所・認定こども園利用保護者の変更

郵送による手続 可

保護者が亡くなられた場合、変更手続きをしてください。

受付窓口

- 幼児課 ☎0749-65-8607

期限

- ▶速やかに



みなさまの 想いを形に。

墓石はもちろん、灯籠や記念石碑など
各種石材の販売や石畳・石垣などの施工も行っています。



宗旨・宗派を問わない小谷寺霊園販売!

見積り無料!

**分譲価格
1聖地**

- 150×200cm……30万円
 - 150×150cm……25万円
 - 年間管理費………1聖地5,000円
- 宗旨・宗派は問いません。

予算や墓地の広さ等要望にあう最適な形を提案します。
CADにて墓のイメージ図を作成!



**お墓の
お困り事**は
ありませんか?

お気軽にお問い合わせください

☎ 0749-78-1618



営業時間 / 8:00~17:00 定休日 / 日曜日

丸石石材有限公司

HP / <http://www.maruishi-stone.com/>
所在地 / 長浜市小谷郡上町331



12-① 下水道使用人数の変更の手続き

郵送による手続き **可**

故人が井戸水をお使いのご家庭の場合、下水道使用者の人数変更のため、次の手続きをしてください。
ただし、くみ取り便所または浄化槽をお使いのご家庭は必要ありません。

手続き

- 下水道使用変更届の提出

受付窓口

- 下水道総務課 ☎0749-65-1600

期限

- ▶ 速やかに
(届出日以降に人数が変更されます)

その他

- ・使用中止、使用名義人の変更、請求書などの送付先の変更は、
長浜水道企業団(☎62-4101)
へご連絡ください。
- ・口座振替の変更は、金融機関の窓口にてお手続きください。



12-② 市営住宅・改良住宅の手続き

郵送による手続き **不可**

故人が市営住宅・改良住宅に入居していた場合、次の手続きをしてください。

手続き

<故人が名義人で同居者が新たに名義人となる時>

- 入居承継承認申請書の提出

※名義人になれる同居者には、市営住宅・改良住宅それぞれ条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

<住宅を退去される時>

- 返還届の提出

<名義人でない同居人が亡くなった時>

- 入居等異動届の提出

※それぞれの持ち物はお問い合わせください。

受付窓口

- 住宅課 ☎0749-65-6533

期限

- ▶ 速やかに



12-③ 墓地の手続き

郵送による手続き **可**

故人が市営墓地の使用者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 墓地の承継

- 墓地の使用許可証
- 新使用者の住民票
- 故人と新使用者の続柄が確認できる戸籍書類
- 故人の死亡が確認できる戸籍書類等

受付窓口

- 環境保全課 ☎0749-65-6513

期限

- ▶ 亡くなった日から1年以内



13-① 畜犬の手続き(飼い主の変更)

郵送・電子申請による手続き 可

故人が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続きをしてください。

持ち物

- 愛犬カード

受付窓口

- 環境保全課 ☎0749-65-6513

期限

- ▶ 速やかに



(電子申請はこちらから)

13-② 森林の手続き

郵送による手続き 可

故人が森林の土地を所有していた場合、新たに所有者になれる方の届出をしてください。

持ち物

- 対象の森林の土地の登記事項証明書、固定資産税台帳の写し(名寄帳)または相続分割協議録など権利を取得したことがわかる書類(写しでも可)
- 対象の森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)

受付窓口

- 森林田園整備課 ☎0749-65-6526
- 北部産業振興課(北部合同庁舎内)

期限

- ▶ 亡くなった日から90日以内



おくやみコーナーを利用されない方へ

便利でかんたん!くらしの手続きガイド

簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きがすぐ確認できます。

二次元コードを読み取るか、インターネットで「長浜市 手続きガイド」を検索してください。



空き家を相続される方へ

個人の財産である建物や土地は、たとえ登記の手続きがされていなくても、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。名義が変更されていないと売買や賃貸をする際にも、契約ができないため、すみやかに登記手続きを行いましょう。

また、建物は、使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。

瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我をしたり、家や車に被害が及んだりした場合、損害賠償を問われる可能性がありますので、定期的に風通しや補修するなどの管理をお願いします。

長浜市では空き家所有者と移住希望者との橋渡しを進める「空き家バンク」に取り組んでいますので、お気軽にご相談ください。

相続登記に関すること……………滋賀県司法書士会	☎077-525-1093
不動産売買に関すること……………(公社)滋賀県宅地建物取引業協会	☎077-524-5456
空き家バンクに関すること……………長浜市空き家バンク	☎0749-72-4597
その他空き家に関すること……………長浜市住宅課	☎0749-65-6533

遺品整理をされる方へ

遺品整理などによって家庭からごみがたくさん出た場合、次の方法で処分ができます。処理場への搬入が難しい場合は、粗大ごみの戸別収集等のサービスをご利用ください。

処理場へ直接搬入する場合

- 可燃ごみ・資源ごみ　クリスタルプラザ(☎0749-62-7141)長浜市八幡中山町200番地
- 不燃ごみ・粗大ごみ　クリーンプラント(☎0749-74-3377)長浜市大依町1337番地

※木之本、余呉、西浅井地域にお住まいの方は、上記のごみを

伊香クリーンプラザ(☎0749-88-0088)長浜市西浅井町沓掛1313番地1へ持ち込んでください。

粗大ごみの戸別収集および大量ごみ(不燃ごみ・粗大ごみ)の収集を利用する場合

湖北広域行政事務センターが自宅まで伺い、粗大ごみ等を収集します。

くわしくは粗大ごみ受付センター(☎0749-65-1870)へお問い合わせください。

エンディングノート～大切な人に思いを伝えましょう～

ご遺族の方の中には、手続きをされる中で、亡くなられた方のメッセージを感じる機会があったかもしれません。亡くなられた方の思いを直接聴くことはできませんが、これから生きる皆さんには、大切な人に自分の思いを伝える機会があります。

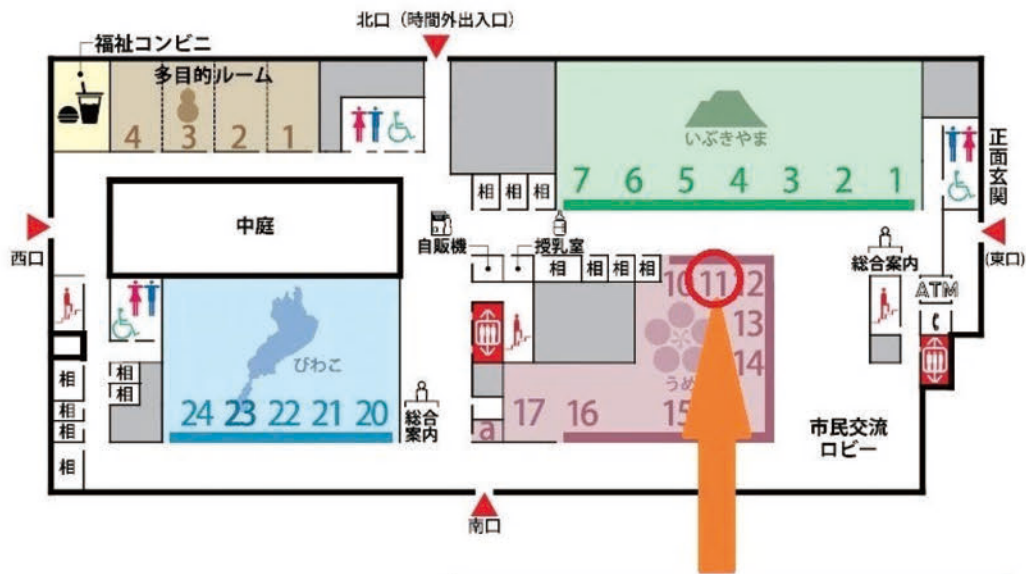
これまでの人生を振り返り、これからの生き方をエンディングノートに書いて、大切な人に伝えておきませんか。

長浜米原地域医療支援センターのHPでも
エンディングノートがダウンロードできます。



～おくやみコーナー～

市民課(市役所本庁舎1階)の窓口をご予約された方は、11番窓口へお越しください。



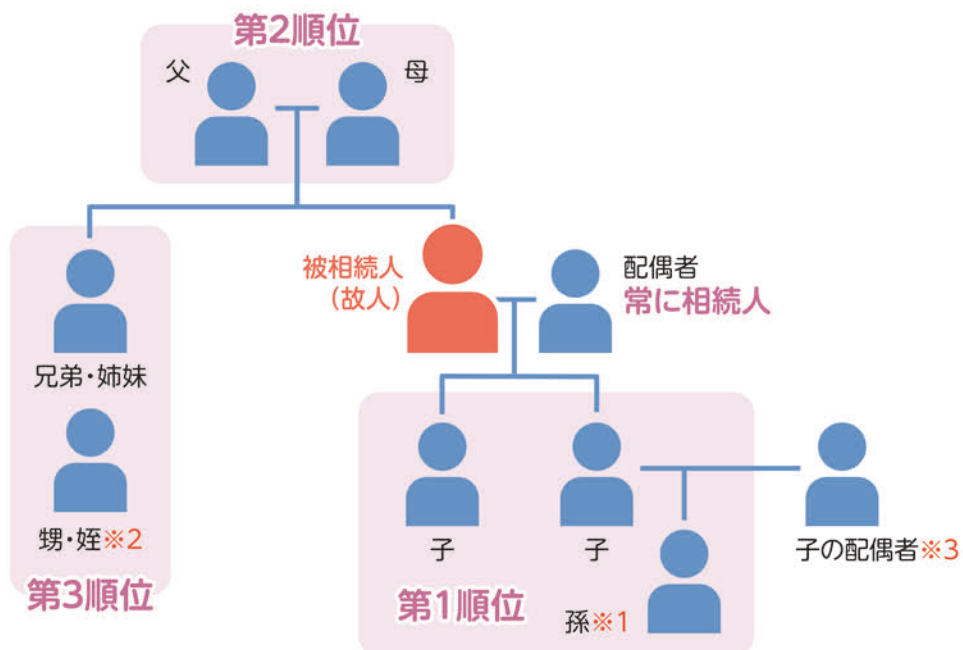
「おくやみコーナー」市民課11番 窓口

くらし窓口課(北部合同庁舎1階)、各支所窓口をご予約された方は、直接窓口へお越しください。

法定相続人の範囲と順位

法定相続順位(民法887条、889条、890条)

第1順位の相続人がいない場合は、第2順位の者へ。第2順位の者もない場合は、第3順位の者が相続人となる。



※1 孫……………被相続人より先に子が死亡している場合、孫が相続人となる。

※2 甥・姪……………被相続人より先に兄弟姉妹が死亡している場合、甥・姪が相続人となる。

※3 子の配偶者…相続人とならない。

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 長浜市長
滋賀県後期高齢者医療広域連合長

委任者 住所 _____
氏名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

※署名以外の場合は、押印が必要です。

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 住所 _____
(窓口に来られる人) 氏名 _____
生年月日 _____

○委任事項

(故人) _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 国民健康保険・後期高齢者医療、葬祭費の支給ならびに高額療養費の支給、その他の申請等の手続きおよび受領の権限
 - 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに税に関する各種手続き(軽自動車に関する手続き含む)の権限
 - 住民異動届(世帯主の変更等)の届出に関する権限
 - 住民票の写し等の交付申請および受領の権限
 - 戸籍証明書の交付申請および受領の権限(※本籍を記入してください。)
- [本籍:滋賀県長浜市 _____ 番地(番) _____]
-

市役所以外での主な手続き一覧

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
運転免許証	返納	長浜警察署 長浜市八幡中山町300番地 ☎0749-62-0110 木之本警察署 長浜市木之本町木之本1536番地 ☎0749-82-3021
軽自動車	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会 滋賀事務所 守山市木浜町2298番地の3 ☎050-3816-1843
普通自動車	税金に関する手続き	滋賀県自動車税事務所 守山市木浜町2298番地の2 ☎077-585-7288
	名義変更・廃車等	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地の5 ☎050-5540-2064
バイク(125cc超)	名義変更・廃車等	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地の5 ☎050-5540-2064
国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	長浜税務署 長浜市高田町9番3号 ☎0749-62-6144(自動音声)
年金	年金に関する手続き	彦根年金事務所お客様相談室 彦根市外町169番地6 ☎0749-23-1112(自動音声)
不動産登記	土地・家屋等所有者の 移転(相続)登記等 ※令和6年4月1日から不動産の 相続登記申請が義務付けられ ることになりました。	大津地方法務局 長浜支局 長浜市八幡東町253番地4 ☎0749-62-0503
遺言書	遺言書の検認・開封 相続の放棄等	大津家庭裁判所 長浜支部 長浜市南呉服町6番22号 ☎0749-62-0240(庶務課)
パスポート	返納	滋賀県パスポートセンター 米原出張窓口 (県立文化産業交流会館1階) 米原市下多良二丁目137 ☎0749-52-5000
雇用保険の失業等 給付受給中の方	未支給失業等給付の手続き	ハローワーク長浜 長浜市南高田町110番地 ☎0749-62-2030
生命保険等	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座等	口座凍結の解除の手続き	各金融機関 等
株式等	名義変更	各証券会社 等
国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社
上水道	各種変更・解約	長浜水道企業団 ☎0749-62-4101
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

市役所以外での手続き

ご遺族メモ

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
ローン 借入金	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・ 損害保険等	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・ 企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考



故人への想いをかたちに・・・ まごころこめて寄りそう仏壇店

内藤仏壇は、湖北のみなさまとの深いご縁で、
2021年に創業百周年を迎えました。
伝統技術とその知恵を受け継ぐ専門店です。

様々なサービスをご提供いたします

ご葬儀や法要に必要なものがひと目でわかる
小冊子無料進呈

お仏壇の荘厳(飾りつけ)は忌中(四十九日)のあいだは通常とは異なります。急なご準備に対応できるよう、必要なものをまとめた小冊子を無料進呈いたします。

忌中(中陰中)に必要な仏具類の即時対応

お線香、ローソクやお仏壇のお飾りに必要なおリン、三具足(花立、香炉、火立)など仏具類の配達、ご相談にも即時対応いたします。

お仏壇は明るく!お掃除や修理などのご提供

お仏壇は常に明るく清々しく。お掃除や気になるキズ、損傷の修理はお早めにお申し付けください。

忌明け後に必要なお仏壇の準備、お位牌や法名軸作成

忌明け後は、通常のお参りとなります。お位牌の作成、法名軸の新調や名入れ、新しいお仏壇のご準備などのご相談にあずかります。

中陰(ちゅういん)や
忌中(きちゅう)、
忌明(きあ)けて何?

法事って
どんなことするの?
何か必要なの?



明るいお仏壇で幸せ家族!

内藤仏壇

有限会社内藤

所在地 / 〒526-0845 長浜市小堀町398-1
アクセス / 国道8号線バイパス沿い・長浜築市前・
ソニアホール長浜様南隣

☎0120-520-378 TEL.0749-62-2040
TEL.0749-62-0831(建具部)
FAX.0749-63-8747
コッぱ みなハッピー

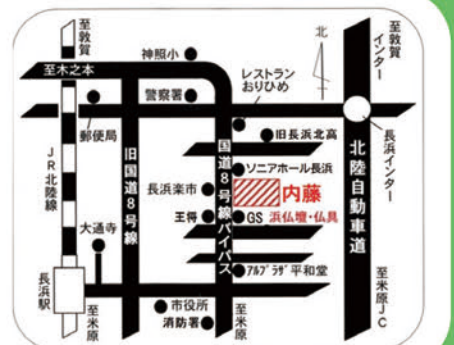
営業時間 / 午前9時～午後6時
定休日 / 日祝不定休(HPでお確かめください)



<https://www.i-sansan.com/>

内藤仏壇

検索



相続の不安を解消するなら

税理士法人きずなにお任せください!



遺言書の作成

法人や個人の開業支援・銀行借入支援

相続税や贈与税の申告

経営・事業承継のご相談

相続事前対策・生前贈与

資産活用についてのご相談

「相続のこと誰に相談したらいいのかわからない」 そんなお悩みを解決いたします。

税理士法人きずなは、過去200件超の申告・相談業務を行っており、それぞれの状況に応じた適切な提案をさせていただいております。

遺産相続は税金の問題だけではなく、トラブルの種も多く潜んでおります。税金の面だけではなく、円満な相続ができるようバックアップすることに弊事務所は重きを置いております。



相続のシミュレーション

現状の財産把握と相続税の試算をおこないます

相続対策と遺言作成

残されたご家族にとって最善のかたちでの相続をご提案いたします

不動産譲渡等の相談も承ります

「不動産より金銭で残してあげたい」そんなご要望もご相談ください

事前予約制

面談は土曜、日曜または平日夜間でも可能です。

初回相談
無料

認定経営革新等支援機関

税理士法人きずな

0749-53-4110

滋賀県米原市宇賀野11 フジマンビル205

